

普通階・無窓階計算書

建物(工事)名称		平成	年	月	日	計算
所在地(地番)		計算者氏名				

階別計算表					
階級	人数	平均年齢	平均収入	平均貯蓄額	備考
第一階級					
第二階級					
第三階級					
第四階級					
第五階級					
第六階級					
第七階級					
第八階級					
第九階級					
第十階級					
第十一階級					
第十二階級					
第十三階級					
第十四階級					
第十五階級					
第十六階級					
第十七階級					
第十八階級					
第十九階級					
第二十階級					
第二十一階級					
第二十二階級					
第二十三階級					
第二十四階級					
第二十五階級					
第二十六階級					
第二十七階級					
第二十八階級					
第二十九階級					
第三十階級					
第三十一階級					
第三十二階級					
第三十三階級					
第三十四階級					
第三十五階級					
第三十六階級					
第三十七階級					
第三十八階級					
第三十九階級					
第四十階級					
第四十一階級					
第四十二階級					
第四十三階級					
第四十四階級					
第四十五階級					
第四十六階級					
第四十七階級					
第四十八階級					
第四十九階級					
第五十階級					
第五十一階級					
第五十二階級					
第五十三階級					
第五十四階級					
第五十五階級					
第五十六階級					
第五十七階級					
第五十八階級					
第五十九階級					
第六十階級					
第六十一階級					
第六十二階級					
第六十三階級					
第六十四階級					
第六十五階級					
第六十六階級					
第六十七階級					
第六十八階級					
第六十九階級					
第七十階級					
第七十一階級					
第七十二階級					
第七十三階級					
第七十四階級					
第七十五階級					
第七十六階級					
第七十七階級					
第七十八階級					
第七十九階級					
第八十階級					
第八十一階級					
第八十二階級					
第八十三階級					
第八十四階級					
第八十五階級					
第八十六階級					
第八十七階級					
第八十八階級					
第八十九階級					
第九十階級					
第九十一階級					
第九十二階級					
第九十三階級					
第九十四階級					
第九十五階級					
第九十六階級					
第九十七階級					
第九十八階級					
第九十九階級					
第一百階級					
合計					

[illegible]

普通階・無窓階計算書の記載要領

- ① 地上階について、消防法施行規則第5条の2の規定（下記の普通階・無窓階の判定を参考）に適合する
- ② 仕切り壁等により相互に往来できない場合は、各々毎に算定して下さい。
- ③ 幅及び高さは、現に開放できる部分の数値を記入して下さい。
- ④ 数値は、その都度に小数点第3位以下を切り捨てて下さい。
- ⑤ 直径1m以上の円が内接することができる開口部と0.75m以上×1.2m以上の開口部については、その建具記号を○で囲んで下さい。
- ⑥ 「床からの高さ」欄には、床面から開口部下端までの高さを記入して下さい。
- ⑦ 「開口部種別」欄には、ガラス種別及び厚さ等、また、「引き違い」「縦軸回転」「水圧開放装置付」等の種別を記入して下さい。
- ⑧ 「有効開口部計算式」欄には、有効開口部建具表の建具記号と個数（例：AW1×2）を明示し、計算式を記入して下さい。
- ⑨ ※欄には、記入しないで下さい。

～参考～

普通階・無窓階の判定（避難上又は消火活動上有効な開口部）※別図1参照

・10階以下の階

直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅および高さが0.75m以上×1.2m以上の開口部を2以上有し、かつ、直径0.5m以上の円が内接することができる開口部との面積の合計が当該階の床面積の30分の1を超える階を普通階とする。

・11階以上の階

直径0.5m以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の30分の1を超える階を普通階とする。

・開口部の位置、構造等

- ① 床面から開口部下端までの高さは1.2m以内であること。
- ② 開口部は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面したものであること。（11階以上の階の開口部にあつては除く。）
- ③ 開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は、容易に破壊することにより進入できるものであること。
- ④ 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。

・有効と認められる窓及びシャッター等

- ① 煙感知器と連動により解錠した後、屋内外から手で解放できる軽量シャッター付き開口部。（非常電源付きのものに限り認められる。）
- ② 屋内外から手動により開放できるシャッター付き開口部。（軽量シャッターを除く。）
- ③ 避難階に設けられた屋内外から手動で容易に開放できる軽量シャッター。
- ④ 屋内外から電動により開放できるシャッター。（非常電源付きのものに限り認められる。）
- ⑤ 屋内から手動又は電動（非常電源付きのものに限り認められる。）により、屋外からは水圧等によって開放できるシャッター。
- ⑥ 別図2、図1及び図2によるガラス小窓付鉄扉。（ガラス小窓を局部破壊しサムターン錠を解錠できるもの。）

・ ガラスの種類による無窓階の取り扱い

ガラス開口の種類		開口部の条件	無窓階判定	
			足場有り	足場無し
普通ガラス	厚さ 6mm以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
普通ガラス(6mm以下)+ 防犯フィルム(0.76mm以下)	厚さ 6.8mm以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
網入り板ガラス 鉄線入り板ガラス	厚さ 6.8mm以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	厚さ 10.0mm以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
強化板ガラス 超耐熱性結晶ガラス	厚さ 5mm以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
合わせガラス	別紙 1 参照			

[備考]

- ・ 「足場有り」とは、避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。またバルコニーとは、建基政令第 126 条の 7 に定める構造以上のもの。
- ・ 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸含め、通常は部屋内から開放することができ、且つ当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものである。
- ・ 「F I X」とは、はめ殺し窓等をいう。
- ・ ペアガラス（ガラスとガラスの間隙があるもの。複層ガラス。）については、各々のガラスの種類により取り扱うもの。

凡例

- ・・・全面を開口部として取り扱う。
- △・・・片面を開口部として取り扱う。
- ×・・・開口部として取り扱わない。

別紙 1

合わせガラスを用いた開口部に係る規則第 5 条の 2 の具体的な取扱い

合わせガラスを用いた開口部であって 2 以下の鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）を開錠することにより、開放することができる合わせガラスを用いた開口部の取扱いは次によること。

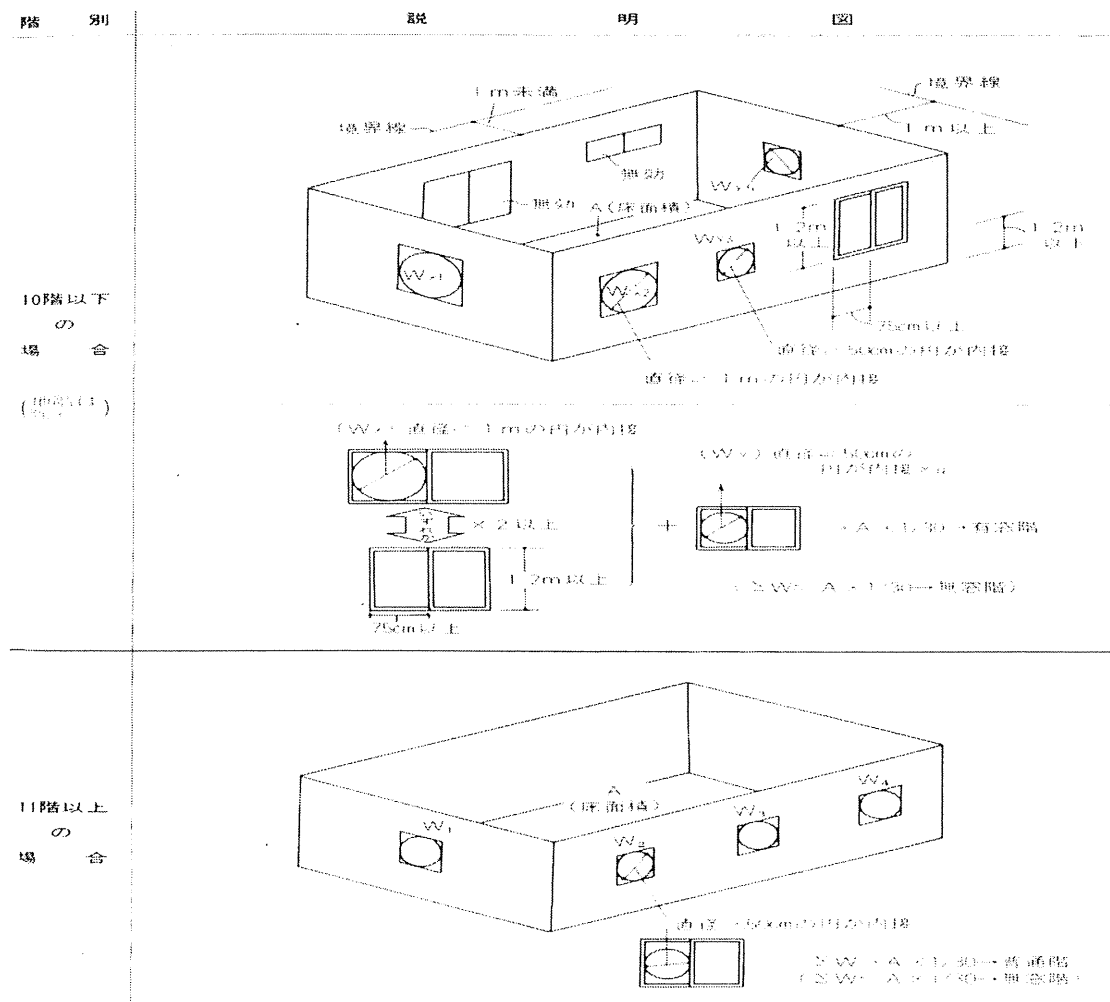
- ① フロート板ガラス 6 mm 以下+PVB 3 0 mil（膜厚 0. 7 6 mm）以下+フロート板ガラス 6 mm 以下の合わせガラス
- ② 網入ガラス 6. 8 mm 以下+PVB 3 0 mil（膜厚 0. 7 6 mm）以下+フロート板ガラス 5 mm 以下の合わせガラス
- ③ フロート板ガラス 5 mm 以下+PVB 6 0 mil（膜厚 1. 5 2 mm）以下+フロート板ガラス 5 mm 以下の合わせガラス
- ④ 網入ガラス 6. 8 mm 以下+PVB 6 0 mil（膜厚 1. 5 2 mm）以下+フロート板ガラス 6 mm 以下の合わせガラス
- ⑤ フロート板ガラス 3 mm 以下+PVB 6 0 mil（膜厚 1. 5 2 mm）以下+型板ガラス 4 mm 以下の合わせガラス

※ ただし、③～⑤に掲げる合わせガラスについては、開口部の外部にバルコニー、屋上広場等の足場が設けられているものに限る。

【備考】

- ・ 合わせガラスのはめ殺し窓（FIX）については、開口部として取扱わない。
- ・ PVB＝ポリビニルブチラール

別図1



別図2

(単位 mm)

